

# 非対面取引における本人確認のための措置の追加 (古物営業法第15条・同法施行規則第15条関係)

①



売主



異なる本人確認書類のコピー2点(例:運転免許証及び健康保険証)  
又は  
本人確認書類のコピー+公共料金領収証等(の写し)



配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便



古物商

②



売主



本人確認書類(運転免許証等)の画像



配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便



古物商

③



売主



本人確認書類(運転免許証等)のICチップ情報(住所、氏名等)



配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便



古物商

④



売主



売主の容貌の画像+本人確認書類(写真付き)の画像  
(リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)



古物商

⑤



売主



売主の容貌の画像+本人確認書類のICチップ情報(写真含む)



古物商